

(第一類 第一号)

(1110)

第五十一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号

昭和四十一年二月二十二日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 藤枝 泉介君

理事 山内 広君

白井 莊一君

藤尾 正行君

堀内 一雄君

西ヶ久保重光君

中村 高一君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

文部大臣 中村 梅吉君

農林大臣 坂田 英一君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

文部政務次官 中野 文門君

文部事務官 (大臣官房長) 安嶋 彌君

文部事務官 (初等中等教育局長) 齋藤 正君

文部事務官 (大学事務局長) 杉江 清君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

文部事務官 (文部事務局長) 天城 敷君

別表

在外公館
の種別
所在国
又は所在地
号
別

アメリカ合衆国	大使公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
カナダ	1,900	1,675	1,131	1,156	9,540	7,835	6,888	6,180	5,700	5,131	4,753	3,840
メキシコ	1,800	1,625	1,131	1,156	8,840	7,540	6,623	5,928	5,453	5,026	4,590	3,678
ブラジル	1,700	1,525	1,131	1,156	8,340	7,040	6,123	5,428	4,953	4,526	4,090	3,178
アルゼンティン	1,600	1,425	1,131	1,156	7,840	6,540	5,623	4,928	4,453	4,026	3,590	2,678
大韓民国	1,500	1,325	1,131	1,156	7,340	6,040	5,123	4,428	3,953	3,526	3,090	2,178
フィリピン	1,400	1,225	1,131	1,156	6,840	5,540	4,623	3,928	3,453	3,026	2,590	1,678

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 昭和四十一年二月二十二日

出第三号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。椎名外務大臣。

本日の会議に付した案件

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

オーストラリア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
インドネシア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
タイ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ビルマ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
イタリヤ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
パキスタン	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
トルコ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ドイツ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
オランダ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ベネズエラ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ブラジル	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
イタリヤ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
スペイン	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
スウェーデン	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
連合王国	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
中華民国	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
アラブ連合共和国	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ヴェネツィア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ラオス	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
カンボジア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
セイロン	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
スリランカ	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
インドネシア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
アフガニスタン	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ソマリア	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ネパール	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ドミニカ共和国	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900
ペルー	15,000	13,800	11,700	10,100	8,500	7,200	6,300	5,600	5,200	4,800	4,300	3,900

[illegible]

[illegible]

[illegible]

公使館	総領事館									
	ホ	ア	ニ	シ	サ	ホ	ロ	サ	香	カ
ンデユラス	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
イスラランド	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ニューヨーク	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
シカゴ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
サン・フランシスコ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ロス・アンゼルス	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ホノルル	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
サン・パウロ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
香港	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
カルカッタ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ボンベイ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ジュネーヴ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ジュネーヴ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ジャカルタ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ロンドン	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
シドニー	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ハンブルグ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ベルリン	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
シアトル	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ベネチア	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ニュー・オルリンズ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ポルト・アレグレ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
マニラ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
モントリオール	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ソールズベリー	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
レスター	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ダッカ	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三
ヴァンクーヴァー	三、八〇〇	二、五三三	一〇、四四四	九、一五四	七、六六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七三三

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

台	メルボルン	トロン	ヒューストン	マドラス	ラス・パルマス	ポートランド	釜山	高雄	ナホト	パース	ミラノ	ボ	スラバヤ	リマ	メダ	ウイニベグ	マナオ	ジェンセル	イスタンブール	ブリズベン	エドモントン	デューセルドルフ	ニユー・ヨーク	ジューネーヴ	パ	領事館												分館	総領事館	国際連合日本 政府代表部	在日 日本代表部	経済協力開発機構 日本代表部	日本 政府代表部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11,356	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010	11,010

第八十二條第二項の表中「南海区水産研究所」
高知市「を」南海海区水産研究所「広島市」
内海区水産研究所「広島市」
淡水区水産研究所「東京都」
淡水区水産研究所「遠洋水産」

産研究所（東京都）に改める。
第九十一条第一項の表を次のように改める。

区	分	定	員
本	省	三〇、一四三人	
食	糧	二八、八八八人	
林	野	一、〇八八人	
水	産	一、八二二人	
合	計	六一、九四〇人	

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 農林省の本省及び食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

本省	食糧庁
昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで
二〇九人	二人
昭和三十九年七月一日から同年九月三十日まで	昭和三十九年七月一日から同年九月三十日まで
二二一人	二人
昭和四十一年十月一日から昭和四十二年二月二十八日まで	昭和四十一年十月一日から昭和四十二年二月二十八日まで
一人	二人

理由

水産庁の附属機関として南西海区水産研究所及び遠洋水産研究所を新設し、これに伴い南海区水産研究所及び内海区水産研究所を廃止するとともに、農林省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田国務大臣

ただいま議題となりました農林

第一類第一号

内閣委員会議録第七号 昭和四十一年二月二十二日

省設置法の一部を改正する法律案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

まず、水産庁の付属機関である水産研究所について所要の改正を行なうこととあります。

水産研究所は、全国で八カ所に設置され、水産に関する試験研究、調査等を行なっているのですが、近年、わが国の漁業をめぐる諸情勢の推移に伴い、水産研究所が行なうべき業務の内容、重点は、相当に変化しております。すなわち、遠洋漁業の著しい発達と国際的問題の処理のため、遠洋漁業に関する試験研究、調査等の重要性が一そう加わり、その業務も著しく増大しております。沿岸漁業等についても、その振興が強く要請されている実情にあり、このため、沿岸漁業等の実態に即し、試験研究、調査等の一そうの効率化をはかり、これを強化することが緊要となっております。

このような事態に対処するため、かねてより水産試験研究体制の再編整備をはかっているところであります。今回は、遠洋漁業については、新たに遠洋水産研究所を設置して、現在幾つかの水産研究所が行なっている遠洋漁業に関する試験研究、調査等を一括してこれに行なわせることとしたとともに、沿岸漁業等については、漁業の実態により即した試験研究体制を整備するため、内海区水産研究所と南海区水産研究所の沿岸漁業等に関する部門とを合わせて、南西海区水産研究所を新たに設置することとしたしております。

このほか、この法律案におきましては、農林省の職員の定員に所要の変更を加えることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○木村委員長 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。安井

総理府総務長官。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス

第六十五條第三項中「及未成年ノ子」を「未成年ノ子及不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改め、同条第四項及び第五項中「未成年ノ子」の下に「及不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」を加える。

第七十五條第三項を次のように改める。
前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四條に次の一項を加える。

8 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く）の恩給の基礎を職年を計算する場合においては、第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により恩給の基礎を職年に算入されないこととされている加算年のうち第四項各号に掲げるもの及び前三項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎を職年に算入するものとする。

附則第二十四條の五の見出し中「除算された

加算年」を「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」に改める。

附則第二十四條の六の前の見出しを削る。

附則第二十四條の七の次に次の一条を加える。

第二十四條の八 附則第二十四條の五第一項の規定は、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く）で附則第二十四條第八項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短期間給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四條の五第一項中「昭和三十一年十月一日」とあるのは、「昭和四十一年一月一日」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四條の四第二項及び第三項並びに附則第二十四條の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十一年七月一日」とあるのは「昭和四十一年一月一日」と、附則第二十四條の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十一年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十一年一月から」と、旧軍人、旧軍人又は旧軍属とあるのは「旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く）」と読み替へるものとする。

附則第二十六條中「及び第二十四條の七」を「から第二十四條の八まで」に改める。
附則第四十一條の次に次の一条を加える。
（日本赤十字社救護員期間のある者についての特例）
第四十一條の二 旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務（以下「戦地勤務」という。）に服した日本赤十字社の救護員（公務員に相当する救

前項の規定は、恩給年額計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるものを含む）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されてゐた者であつて、恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

3 改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は、第一項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

(長期在職者の恩給年額についての特例)

第八条 普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものの昭和四十一年十月分以降の年額については、普通恩給の年額が六万円未満であるときはこれを六万円とし、扶助料の年額が三万円未満であるときはこれを三万円とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により年額を改定される普通恩給又は扶助料を受ける者について、改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 昭和四十一年九月三十日以前に給与事山の生じた普通恩給又は扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

(職權改定)

第九條 附則第六條第一項、附則第七條第一項又は前條第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
一七、七〇〇 円	一七、四〇〇
一五、七〇〇	一五、五〇〇
一六、四〇〇	一五、八〇〇
一七、一〇〇	一六、三〇〇

○安井國務大臣　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給扶助料の年額を増額した際における増額分についての年齢による制限の解除であります。

昭和四十年における恩給扶助料の増額に際しては、老齡者を優先させる精神に基づきまして、恩給扶助料を受ける者の年齢により、その増額分を一定期間停止する措置をいたしました。この措置を六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降解除しようとするものであります。

その第二点は、妻または子が受ける扶助料を改善しようとするものであります。

加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する恩給扶助料の年額は、實在職年だけで普通恩給最短期限に達しているものの算出率百五十分の五十から、普通恩給最短期限と實在職年との差の一年につき一定の率を減じたもので計算して得た年額とすることとしているのでありますが、妻及び子に給するこの種の普通扶助料の年額につきましては、普通恩給の所要最短期限の扶助料の年額に相当するものを支給しようとするものであります。

第三点は、長期在職者の低額の恩給扶助料を改善しようとするものであります。

恩給扶助料の基礎となっている實在職年の年数が普通恩給についての最短期間以上のもので、普通恩給の年額が六万円未満のものについては、その年額を六万円に、扶助料の年額が三万円未満のものについては、その年額を三万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

その第四点は、恩給扶助料の年額について調整規定を設けようとするものであります。

恩給扶助料の年額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、主じた場合に、変動後の諸事情を総合勘案し、主じよやかに改定の措置を講ずるものとする旨の通達規定を設けようとするものであります。

その第五点は、長期在職の旧文官等の恩給扶助を改善しようとするものであります。

昭和二十三年六月三十日以前に退職し、または先亡した旧文官等の恩給扶助料につきましては、退去回数にわたり手直しをしまいたつたのであります。が、なお、一部のものにつきましては、若干是正をすることが適当と認められますので、今警察・教育職員の恩給扶助料を軸といたしまして所要の調整をいたそうとするものであります。

その第六点は、不具廢疾の成年の子を加給の對
にしようとするものであります。

公務扶助料または増加恩給を受ける者に不具廢で生活資料を得る道のない成年の子があるとき、その者について扶養加給を認めようとするものであります。

その第七点は、特例扶助料の支給条件を緩和し、
うとするものであります。

いわゆる特例扶助料の支給条件といたしましては、管内に居住すべき者という制限及び昭和十九年の負傷または罹病については、職務に関連することが顯著であるという制限がありますが、この制限を撤廃して、この特例扶助料を支給しようとするのであります。

その第八点は、日本赤十字社救護員の在職期間恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

日本赤十字社の救護員で恩給公務員に相当するが、旧陸海軍の病院等に派遣され、戦時衛生勤に服していた期間を恩給公務員期間に通算するを開こうとするものであります。

その第九点は、文官等の在職年に旧軍人等の加年を通算しようとするものであります。

旧軍人の恩給の基礎に職年に入算されることとされておる加算年は、昭和四十二年一月以後、文官の在職年にも通算しようとするものであります。以上述べました措置は、第一から第八までの事項は昭和四十一年十月から、第九の事項は昭和四十二年一月から実施することといたしてあります。

これが、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木村委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。

○村山喜一郎 質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一郎。

○村山喜一郎 中村文部大臣に、このたび提案をされました文部省設置法の一部を改正する法律案の中身につきましてお尋ねをしてみたいと思つたのでございまして、第一点は、調査局を廃止して文化局を設置する、それに伴うところの内部機構の改正の問題が提案をされておるわけです。そこで順次これにつきまして質問をいたしてまいります。この機構改革によりまして、第一に私、問題に考えました点は、いわゆる官房の事務という中に、従来調査局で持っておりました実務的なライン的な業務内容が二課ほど官房の中に取り入れられておるといふことを見まして、一体官房というものの対する認識をどういうふうにしていただけるか、この点についてまずお尋ねをいたしてみたいのでございます。

御承知のように、行政機構組織の分配の理論の体系から申しますならば、官房の業務というものは、いわゆる機密的な秘書的な事務、人事、文書、会計、総合的な調整事務、いわゆるスタッフ的な機構と総合調整の機能というものを官房は持たなければならぬ。そういうふうに考えるので

ございますが、この中に、従来調査局がやっております学力テストのようないわゆる統計事務と申しますか、教育行政の上から、文教行政を進めていく上において、そういうようなものは直接的な業務の形態から申しますならば初等中等の業務内容に入れられなければならない存在のものを、なぜ官房の中に取り入れてやろうとされているのか、そういうような点が、非常にわからないのです。それで、私はやはり最近の各省設置法の中身を見ても、私はやはり最近の各省設置法の中身を見ても、いま申しましたように、官房機能というものがスタッフ的な構成からだんだんライン的な構成に変化して、官房存在の本来の意義というものが薄れるような傾向が見られるのでございます。それと同じような形の中で、今回は文部省も二課ほど官房に増置することによりまして、そのような方向を打ち出しておられるのでございますが、これは最終的に文部省の定員なり機構なりをどういうふうなものにしたいのか、それとどういふ形の中から生み出されたものなのか、それとも、とりあえずの措置として、将来は内部機構の改編という問題についてはさらに検討をしていくのだという形の中でつくり出されたものなのか、そういうような点について説明を願つておきたいと思つたのであります。

○中村(梅)國務大臣 御指摘のとおり、官房はスタッフ的な役割と同時、省内の総合調整をつかさどる役目を持つておるわけであります。そこで、今回文化局を設置するにあたりまして、御承知のとおり、新しい局の新設は、政府の方針として、また行政管理庁の方針として認めない、置きかえをするような場合には別であるが、新設は認めないという方向が、近年堅持されておるわけでございます。さような次第で、文化関係の方面からは非常に強烈に文化局を設置すべきであるという要望がございまして、その要望にもこたえ、また文化活動というものが教育と並行して重要な部門であることにかんがみまして、今回文化局の新設に踏み切つたわけでございます。

かような観点から、調査局を廃止することにな

りまして、調査局にありますが調査統計事務を官房に移すことにいたしましたわけでございます。各省を見ましても、調査統計事務の官房にあるところが多いのと、もう一つ、従来調査局という独立した局がありました時代でも、調査統計等の事務をいたしまして、たとえば初等中等関係であれば初等中等、大学関係であれば大学局と緊密な連絡をとりました。その主管局の意向を中心に調査統計を進めてまいつておる次第でございますので、独立した局でなくとも、これはむしろ総合調整を担うして官房に移して支障はない、と同時に、かかるべきであるというふうな観点から、このたび文化局の新設に伴いまして、また調査局の廃止に伴いまして、調査局が担当しておりました調査統計事務を総合的な任務を持つております官房に移した次第で、今後の行政運営上支障がないものと考えておる次第でございます。

○村山喜一郎 そうですね、これは大臣官房に企画室と調査課と統計課を置くということになります。このいわゆる内部機構の課の統廃合、いわゆる編成というものは、これは単に暫定的な措置として今回は考えているんじゃないかと、恒久的な措置として大臣としては考えておられる、こういうふうに受け取つて差しつかえございせんか。——しかりとするならば、行政管理庁の行政機構のあり方の本来の姿の上から、これについてはどういふような考え方を行政として持つておるのか、これについて行政のほうから答弁願ひたい。

○岡内説明員 私、行政管理庁の審議官をしております岡内でございます。説明員として参つております。

ただいまの御質問でございますが、調査統計関係の事務と申しますものは、これは従来から大體各省庁とも官房に置かれておりまして、官房の総合調整機能を発揮するに必要の統計調査資料を中心として、各省各局の総合調整をはかるというふうなことから、大體官房に置かれ

ていることが多いわけでございます。ただ一部の省庁におきまして、総合調整的な役割を持った局がございまして役所もございまして。そういうところでは、その当該局に統計調査部というふうなものが設けられておりますけれども、一般的に申し上げますと、大體そういう調査統計というものは、官房に置かれておるといふのが通例でございます。

○村山(喜)委員 調査統計を官房に置くことについてはわかりました。しかしながら、官房のいわゆる存在の理由としては、いわゆる総合調整といふこと、そしてスタッフ的な機能を発揮するといふところに、その所在の理由があらうと思つたのであります。そういったした場合に、現在各省庁の内容を機能的に分類をしてみますと、一番官房に集中的にライン的な業務が集中しているのが外務省であります。この膨大な機構を持つて官房が、そうしてそういうような実務的な内容を持ちながら、なお総合調整をやらなければならぬという仕組みになっている。今回の文部省設置法の改正案を見ましたときに、私、そういうような方向に傾向的に進んでいくのではないかと、いう危惧を持ちましたので、これについて、そういう立場から、本来のあり方の上からの問題としてたまたまのであります。行政としてしましては、現在のそういうような各省庁の実態というものを、現在を以て、将来あるべき姿としてはどういふような方向を以て検討をしていこうというふうな考えをいたすのか。私、いままでの考え方の中では、調査統計という事務は、これはそういうふうな現業的な局がない場合には、やむを得ず官房の中に入れておるべきであると思つたのであります。その他の仕事の内容から関連を以て、基本的な行政の今後の行政上の管理、運営の方針というものを、この際お尋ねをしておきます。

○岡内説明員 官房の役割といたしまして総合調整機能が大切であるといふことは、これは臨時行政調査会の答申にも出ておることでございます。臨時行政調査会の答申の中におきましては、

事務次官補的なものを置いて官房の総合調整機能を強化したらどうかというようなことが書いてございます。私もといたしましては、臨時行政調査会の答申の中身につきまして、将来その官房機能をどうするかという点について、ただいま慎重に検討しております。

○村山(喜)委員 慎重に検討するということだけでは、前向きか後ろ向きかわからないわけでありまして。私が言う方向で、本来あるべき姿の方向に検討をしておられるのだらうと思うのですが、その点どうですか。

○岡内説明員 私が申し上げたいのは、現在の各省庁のあれをながめてみますと、むしろライン的な各局というものが非常にふえてきて、仕事が多様になってきておる。各省庁単位で見た場合にも、その省自体の総合調整機能が弱いのではないかとと思われるような省庁もございまして、そういった省庁につきましては、官房機能のそういった総合企画の面を強化していく必要があるというところは、私も痛感いたしておる次第でございます。したがって、そういった方向でもってどういうふうなことを、いろいろと私も内部では検討しております。そういう段階でございます。

○村山(喜)委員 その点わかりました。そういうような方向でひとつ検討をしていただいて、こういうような文化局の新設をする中で、文部省の官房のいわゆる所管内容というものが、こういう三課もふえてくるような形の中ではたして正しい方向であるのかどうかという点についても、今後将来の問題としてはやはり考えて検討を加えてもらいたいと思う点があるので、その点は今後に譲ることにして、次の問題に入ります。

文部省設置法の一部を改正する法律案の新旧対照表の三枚目でございますが、第十一条の十号「公費又は私費による在外研究を援助すること。」十二は、「大学及び高等専門学校の教授の国際交換に關し、連絡調整すること。」十三、「外国出版物の購入、交換等に關する事務を処理すること。」

この条項は、新しい文部省設置法の改正条文の中に入っていないわけですね。ということは、これは必要性がなくなったというふうにお考えになっているのか、それとも他の条項の中にひっくるめて考えているのか、この点については、官房長のほうから説明を願っておきたい点でございます。

○安嶋政府委員 現行の文部省設置法十一号の十号、十二号、十三号の取り扱いでございますが、新しい改正法の十三号の二に、今回若干規定を追加いたしました。国内における国際協力に關する事務を行ない、という条項を挿入したわけでございます。これは本省の内部部局の共通事務として挿入したわけでございます。ただいま御指摘の十号、十三号、これはいずれの局におきましても国際協力に關する国内事務として行なうべきものでございまして、かつまた、各局におきましてこの条項で読み得るといふような考えから削除したわけでございます。つまり「公費又は私費による在外研究を援助すること。」あるいは「外国出版物の購入、交換等に關する事務を処理すること。」というところは、各局の共通事務といたしまして、それぞれの局において処理をするという考え方でございまして、それが十三号の改正規定に挿入されるわけでございます。それからなお現行十一号の十二号に「大学及び高等専門学校の教授の国際交換に關し、連絡調整すること。」という号がございまして、これは新しい文化局の十一号の五号に、「教育、學術又は文化に關する国際的諸活動に關する各局の事務の連絡調整に關すること。」という号を新たに挿入いたしております。したがって、この条項で読めるということではございません。事務の実態を変更するということではなくて、規定上若干の調整を行なったということでございます。

○村山(喜)委員 あまりにも細分化された内容を具体的に記入するのめいがかかと思つたのでありますが、そういうふうな意味において、新しい十三号の二の中で、これをいわゆる統括をした表現の方式で記載をしてあるということでは了解はいたしますけれども、そうすることにしまして、この所掌事務を遂行していく際において、これらの問題についての共通事務という形で表現をすることがはたして正しいのかどうか。というのは、文化局の業務内容を十三号で「各局の所掌事務に關し、」という形の中で共通事務として置きかえるということになってまいりますと、内部におけるところの権限関係の調整は、これは官房のあたるところでやられるということになりますか。

○安嶋政府委員 新しい文化局の十一号の五号でございますが、これはただいま申し上げましたように、国際的諸活動に關する各局の事務の連絡・調整を行なうというところを置いておるわけでございます。連絡・調整という事務は、これは官房だけに認められていた任務では必ずしもないといふのが私どもの考え方でございます。新しい文化局に設置されます国際文化課におきましては、省内における国際協力関係の事務を連絡しあるいは調整するという任務が附加されておるわけでございます。連絡・調整はすべて官房の事務ではなくて、国際協力に關する部分につきましては、文化局の国際文化課で連絡・調整を行なう。その連絡・調整につきましては、さらにいろいろ問題がございまして、官房といたしまして、省内全体の事務の配分の問題として、さらにその調整に當るといふことはあり得るかと思つております。

○村山(喜)委員 そこで定員関係の問題ですが、文部省の設置法の定員関係を見てもいろいろと、いわゆる凍結欠員という内容の内訳が出てくるわけでありまして。国立学校におきまして凍結欠員が五百六十三名見込まれて、そして新規の増減関係では、三千九百七十七名が増員という形になっているわけでありまして。この中で私は――まあこのたび国立学校設置法の改正案が提案をされていの中で、新規の大学設置なりあるいは改組、学科等の増設に伴う人員の増が起されておるわけでありまして、一般の行政官庁の場合には、凍結欠員に対する消化の度合いというものは、ある程度の行政努力によって可能であらうと思つたのであります。

す。しかしながら、学校の教職員につきましてこの凍結欠員をそのまま適用をしていくという考え方をとてまいりますならば、新たに講座なり学科を設置いたしました場合に、それだけ必要な教職員が補充できないという姿になるのではなからうか、こういうふうに考えるのでございまして、この国立学校関係の五百六十三名という内訳は、教官定数の内容であるのか、それとも事務職を含めた内容であるのか。事務職を含めた内容であるとするならば、教官が幾らで事務職が幾らなのかという説明を願っておかなければ、せっかく定員を増加して大学急増期に備えるという形をとらうか、こういうふうに考えるのでございまして。この点については、計数的な数字でございまして、大学局長のほうなりあるいは官房長のほうから説明を願っておきたいのでございまして。

それからこれに關連をいたしまして、私立学校の場合には、新しい学校を設置をする。そうすると、いろいろ審議会等の関係から大学の教授、必要な教職員をそろえるのあたりまして、年次のにそろえるわけでありまして、少なくともこの一定の基準がありまして、教養関係については半分はそろえなければならぬとか、いろいろ資格条件というものが大学の設置をめぐりまして非常にやかましい条件があるわけでありまして。その場合と国立大学の場合との関連性の上からその条件を比較検討した場合に、やはり国立なりというものは、条件が非常にやわらかい形の中で教官の補充は学年進行に伴って行なえばよろしいといふ考え方をとるのに対して、私立のほうは、ある程度の見込みを全体的に立てた上で、一定の教官数の配置をもう初年度においてから十分に用意しなければならぬという基準があるかと思つて、国と公立あるいは私立の区分が今日どういふふうになっておるか、この点について、この際説明を願っておきたいのでございまして。

○安嶋政府委員 前段につきまして私からお答え

をいたしますが、凍結欠員の差しかえ分の五百六十三の内訳でございますが、これには教官は含まれておりません。教官と申しますのは、教授、助教、講師、助手でございますが、それは含まれておりません。内訳といたしましては、事務職員が五百六十、教務職員が三、合わせて五百六十三というのが、凍結の内容でございます。

○杉江政府委員 設置基準と国立大学教官組織の関連でございますが、まず国立大学におきましては、その設置基準以上の整備をいたしております。設置基準は大学学部をつくることといわば最低の基準を示しておるものでありますが、国立大学においては、その最低の基準によらず、それよりも充実した計画を進めております。ただし、新しく大学をつくることの際には適用におきまして、私立の場合においては、当初から全体の教員整備につきましても、その見通しを確保するためにかなりチェックをしております。しかし、このことは、国立大学をつくる場合も基本的には同じことでございます。やはり同様に全体の教員整備の状況をチェックいたしましてするのであります。

○村山(喜)委員 施設設備の整備に於いては、国立の場合、やはり毎年予算をもつて整備をする、こういうたてまえから、必ずしも最初からそれほど整備を徹しておるという状況は要求しておらない、こういう点において差はあります。が、教官の整備については、基本的にそれほど大きな差はないと考えております。

○村山(喜)委員 施設設備につきましても、最低基準を必要とするとは言うまでもないのであります。が、教官の配置基準、これもいわゆる国立、公立、私立の場合には、学年当初においてこれだけは準備しておかなければならないという一つの基準があったかと思つております。前は、国立の場合等は、比較的人材を得るのに容易であるというふうなことから、たしか差があったと私は覚えておりますのでありますが、いまの局長の御説明を承

りますと、差はないということでありまして、そのとおりでございますか。ないとするならば、初学年度の場合にはどれだけの人員を配置をする、こういう計画がありましたら、それを示してください。

○杉江政府委員 国立の場合、全体の教員整備は基準以上にいたしております。全体を通じて大きな差はないと申し上げましたが、厳密に言いますならば、教官整備を公私立については三カ年ですることと要求しております。国立については四カ年で整備をする、こういう計画を進めております。だから、その間に若干の差はあるわけでございます。

○村山(喜)委員 それだけの差をつけなければならぬ理由というものが今日においてもなお存在をしておりますかどうかということについて、ひとつ説明をしてください。

○杉江政府委員 公私立の場合におきましては、大学を設置いたしました後における国の監督権限というものは、きわめてわずかでございます。一たん認可されました後に、当時予想されました計画がたとえ欠けましても、その計画がそのとおりいなくなつても、それを規制する有効な措置は、現在ないと言つてもいい程度でございます。その程度に大学の自主性を尊重し、大学の良識にまづおるというのが、現在のたてまえでございます。

○村山(喜)委員 毎年度予算で御批判、御監視があるわけでございます。そういうふうな現在のたてまえからいたしまして、公私立の場合に、新しく大学をつくる際の基準としては多少これを厳格にし、その計画が確実に実施されることを保証する意味において両者の差を設けることは、ある程度やむを得ないと考えております。

○村山(喜)委員 そこで、今回国立学校設置法の改正の中で、新しい大学の設置、あるいは大学院、学部、養成所、それに付属研究所、こういうふうなものが内容的に提案をされていくわけですから、けさはどの新聞を見てまいりますと、国立学

校の第一期校のいわゆる応募者の受験の競争率というものは、最高を示しております。七、何人かでありまして、七名に一人の割合の応募者である、こういうふうな状態の中から、これはそういうふうな大学浪人といふか、大学へ入れない浪人の数が数十万に及ぶであろうということがいわれておる。とするならば、今回これだけの定員をふやすことによりまして、学生の増募というものの計画、文部省が初めてつくつておりました急増に対応する急増計画にズレがきておるのではないかと、いうことがいわれておるわけでありまして、その問題につきましても、その計画と、現実に予算的に裏づけがされる募集定員との関係、この内容について、計画と実績の内容を説明を願いますと同時に、将来どういふふうなこれに対処していくかとおしていただく、その点についても、説明を願つておきたいのであります。

○杉江政府委員 志願者急増期間における大学の拡充整備の基本的な態度といたしましては、著しく入学競争を激化し、社会的不安を生ずるというふうなことは、極力避けたい。と同時に、大学の質を低下さすというのではないようにしたいというふうな観点から考えまして、合格率を著しく下げない、六〇%を著しく下回らないというふうなことをしたい。かように考えて計画をいたしたわけでございます。そこで、計画といたしましては、四十一年度国立については四千から六千の増募をしようと考へて予算要求いたしました。私立については、これはなかなか計画的にきつちりその計画に乗せるといふことはむずかしいのでありますけれども、その設置申請の状況を見まして、この程度は伸びるだろうと予想をいたしました数字は、三万一千でございます。これは定員としてこの程度伸びるだろうという数字であります。が、実際は定員の伸びを上回りますので、増加定員としては五万人になるだろう、こう考えたわけでありまして、これに公立の増募分を加えて、総数といたしまして五万八千人程度がふえるだろう、こういう見通しを立てた

のであります。しかし、その結果はどうなつたかというところでございますが、国立について申し上げますと、国立において実際に増加措置をいたしました数字は、約五千でございます。これは小学校の教員養成の三百八十を含んだ数字であります。が、約五千でございます。まあ当初計画は四千ないし六千と考へましたわけでありまして、大体その中間の数字に相当するわけでございます。私立につきましても、大学設置認可の際に相当な合格ができて、定員として措置しました数字は、二万六千になっております。実員の伸びはほぼ四十年と同じであるといふと、増加定員としては四万二千となります。そういたしますと、この四十一年度実際に収容いたしました学生数としては、おおむね五万になろうと思つております。当初見込みよりも下がりはいたしましたけれども、また公私立においても、相当の努力をいたしてござります。これによりまして合格率はどの程度になるかというところでありますけれども、おおむね五八%になると予想いたしております。六〇%を多少下がりましてはいたしております。この合格率は、過去数年前にもこの程度の合格率であった時代がありまして、著しく合格率を低めたということでは必ずしもない、かように考へておるわけであり

○村山(喜)委員 問題は、国立の計画は四千ないし六千という幅を見て、その中間値である五千というところで押えた、残りは私立に全部おんぶしていかうという案が、大学教育に対する文部省の基本的な考え方だ。しかし、その結果、二万六千名しか当初計画に比べて実際は措置されなかつた。それは内容的に、問題は資格審査をやつてみたら、案外それにパスしない、不合格が非常にたくさん出た。その不合格が出た理由は、一体どこに原因があるのか、あるいはつくつても採算がとれないという、そういうふうな経営上の問題であるのか、その点については、どう考へておられますか。

る。学生の諸君は、大多数はいないわけですが、たがって、学生の中で收拾をはかろうとしても、二十日の朝の午前八時までですか、その時間を切つての間における調停の工作というものをや

てみて、それを学生全体の大衆討議の中で処置した方向をとろうとしても、それが現実的にできないが、そこが集まっている連中は、いわゆる先鋭な分子が中心になってリードしている。こういう形になってまいりますと、せっかくそういうような調停案を出しても、それが守られないような形の中に追い込まれていったんじゃないかというのが、われわれが新聞を見ての印象であります。とするならば、そういうような時間を切って、あなた方にそれを委任をしましょうという形で持ってきたとしても、現実には学生という対象物がある、そういうような人たちがこれをどういうふうに受け取るかという大衆討議の場所が与えられない形の中で、結局退去しないということをきめたということで、警官が実力行使をする。それが排除されて、やれやれと今度は大学当局が思っておつたら、また再度これを占領する。そして警察がこれに介入をしていくという形の中で、どろ沼におちいつてきている。しかも基本的には、これは授業料の値上げという問題から端を発した問題、施設の整備費の充実という問題、その寄付金の増額というところから端を発した問題です。とするならば、一体この私立大学なり私立学校というものの経営の内容について、大学の理事会あたりとして

は、それについてこういう状態になっているから授業料なり施設負担金というものを上げなければならぬのだという、学生に対する納得工作とい

うものを十分にやっておったかという、いや経営権は自分たちにあるのだから、そういうことを学生の諸君に明らかにする必要はないと言って、それを身をもって説得しようというかまゑがない。教授会においてもそのとおりだと書いてある。

とするならば、これはいわゆる教育の姿ではない。経営体とそこに学んでいる学生との間には、労使関係のような姿が存在をしている。そこに私は、大学の危機があり、今日の私学の問題があるかと思うのであります。

こういうような時点から問題をとらえていった場合に、せっかく文部省のほうとしては大蔵省とかけ合いをして、三十億円という、いわゆるうしろ向き融資といいますが、高利の借りかえ債というような方向でこれをカバーしようということが決まりました。しかし、これは三年間で百億円、いえばまさに十分の程度の、私学の負債の額からいならば極めて僅少なものとすぎない。これでは基本的な問題の解決はできない。文部大臣のほうからは、いや、それは私学問題の審議会のほうに諮問してあるから、その答申を受けてこの問題については対処するのだとおっしゃるかもしれないけれども、もう今日、そういうような民主的なルールを経る方向も必要であります。ここあたりで大臣が教育行政の責任者として天下にその決意とそして解決の方向を表示される段階に、時期的にきているのではないか、こういうふうには私は考えるので、この点について大臣の見解をお尋ねいたしますと同時に、今後の私学対策についての方角を示してもらいたいと思います。

○中村梅(国務大臣) 私学に対しては、従来も、十分とはまいませんが、国の資金によって助成の道は講じてきておったわけでありまして、最近とくに、特に各大学におきましては設備の増設あるいは教職員の待遇改善等によって非常に出費が多くなり、経営困難になっておる実情にかんがみまして、文部省としては何とか私学に対する振興対策を進めなければならない、かような観点に立ちまして、昨年来、御承知のとおり私学振興方策調査会を制度上設けまして、私学関係の方にも入っていただき、学識経験者にも入っていただきまして、基本的な私学振興方策について鋭意研究中でございますが、さしあたりこの急場をどうして乗り切っていくかということにつきまして

は、苦慮してまいりましたが、これも予算要求から見れば十分とはまいませんけれども、昭和四十一年度におきましては、大体私学振興会の運用資金を二百四十二億円くらいに増強いたしました。これは前年に比較いたしますと、約倍額でございます。この中で、特に相当の金額を銀行等から借りられるものですか、その借りられる信用を活用してある程度金融機関から高利の金を利用しておるところもあり、あるいはそういう金の借りかえ時期が来ているものもありいたしますので、そういう急場をしのぐための方策をとりあえず講じてまいりまして、予算編成以来大蔵省と折衝を続けてまいりまして、ようやくまとめたのが二、三日前に公表いたしましたとおり三年間で約百億、とりあえず昭和四十一年度高利債の借りかえに振り当てるワケを三十億ということで折り合いがつきました。公表して、これを実施に移してまいりたいと思っております。かようにいたしまして、大体私学関係が全体でしよっておりまして、負債は一千億といわれておりますが、しかし、全部を直ちに右から左にどうするわけにもまいりませんので、高利の利子とか、さしあたり困っておりますというのに対して高利債の借りかえで約三十億、総額で二百四十二億、四十一年度はこういう大幅な融資の道も講じて、私学の経営難を打開していきたい、そのうちに目下根本的に検討しております調査会の結論を得次第、その答申を尊重して政府としては善処をしていきたい、かように実は考えて努力をいたしておるような次第でございます。

早稲田大学の問題につきましては、私もまことに遺憾にたえないのでございますが、従来とも政府は融資その他で助成の道は講じておりますが、学園の自治を尊重して、自主的に運営をすることを期待しておりますが、制度上も、文部省としてあるいは政府として口出しをすべきではないのでございます。したがって、すがすがしいと同時に、かりにすがすがしかったとしても、ああいふような紛争になってまいりますと、冷静な

学生だけではなく、学生運動家ともいべき部分も相当ありますので、かえってこれはいろいろな余波を及ぼしますので、慎重に取り扱うべきものだと思います。特に制度上においても、現在のところ文部省が関与すべきではないわけでございます。したがって、私もとしましては、先ほどお話がありましたように、早稲田大学卒業の国会議員も各党にたくさんいらっしゃいます。この稲門会の方々が事態の收拾について心配をされていたのでありますので、この方々の努力によって解決することを希望して今日に至ったわけでございます。しかし、考えますと、こういう紛争が続いておることによって、約十万人内外に達するといわれております新入生の受験生というものがあありますが、これだけは学校当局として、また先輩である在学生としても、これを妨害することは社会問題で、よろしくないものであります。したがって、何とか入学試験だけは平穩裏に済ませるような道を講ずべきではないか、かような考え方をもちまして、稲門会の方々にそういう趣旨のごあつせん方を実はお願いしておるような次第で、まことにどうもあれだけの社会的な事件が、学園の内部とはいえないながら、起きておるに手をこまねいておるような姿で、われわれもまたことに何も立てないままにたまたまの気持ちでいまして、さりとて、それでは何か口を出したら解決するめどがあるかといったら、解決するめども立たないというような状態で、苦慮しておるというのが現状でございます。私学になっておるという役割りの重要性にかんがみまして、われわれとしては、私学の健全な経営、それと同時に、できるだけ学校の管理というものの、あるいは教育のあり方というものについても御注意を願ひ、また学生は学生の身分としての立場を守るように今後努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○木村委員長 岩動君。

○岩動委員 ただいま村山委員から私学振興に関するきわめて貴重な御質問があったのでござい

ますが、私もそれに関連いたしましたして、特に私学振興会に対する財投関係について、若干の御質問を申し上げたいと思います。

つい二、三日前にききました、特に問題になっております例の高利の借りかえの問題でございます。これは当初財投計画においては、文部省はたしか六十億円程度のものを要求しておられた。総額の対象金額はちょっと私記憶をいたしておりませんが、とりあえず四十一年度では六十億程度はほしいということでもございましたが、これがようやく三十億程度でおさまった。私どもは、私学の今日果たしておる重要性から考えますと、特に経営が困難でいろいろの問題を起す今日でございまして、三十億というのは非常に不満足と申します。か、まだまだ不十分であるということを感じたしておるわけでございます。そこで、旧債の借りかえの対象となる金利は二銭五厘ということを原則にしておられるわけですが、二銭五厘以下でも借りかえの対象にしていかれるというお考えをお持ちであるかどうか。また、その場合には、どの程度のところまでという基準でこれを対象にされていくかという点をまず伺いたいと思います。

○天城政府委員 お答えいたします。現在私学が持っております負債は大体一千億でございますが、このうちには、もちろん私学振興会の融資に關する二百四十億ほども含んでおりますが、特に市中金融機関から借りておりますものが、六百億近くございます。この市中金融機関から借りておりますもののうちには、全体として見た場合に、利率において非常に差がございまして、高いものもございまして、低いものもあるという状況でございます。その他の負債は、学校債ですとか、あるいは地方の振興会あるいは公共機関からの借り入れでございますが、これは高利の市中金融機関からの負債が、金利におきまして、また償還期限の関係からも、私学の経営上かなり圧迫になっておると考えられますので、これを抜本的な政策ができる前に少しでも軽く整理しておいてやると

いう意味で今回の措置を考えたのでございますが、いま御質問の対象となります金利でございますけれども、一応二銭五厘という旧債以上のものを対象に考えておるわけでございますけれども、私学の負債のあり方が、学校の資産構造でかなり条件が違っておりまして、場合によりすれば二銭五厘以下の利率のものでも、資産構造上非常に大きなウエイトを占めておるものもございますので、その点は、これからそれぞれの実情に応じて弾力的に考えていきたい、こう考えておるわけでございます。

○岩動委員 具体的に二銭五厘以下のどの程度のところまでというお示しがないのでありますが、これは各大学あるいは私学の実情に応じて適宜適切に対象を拾い上げていただいて、問題のないように特段の御配慮をいただきたいと思うわけでございます。その場合に、貸し付けの金利のほうは年七分ということになっております。これは一般の財投で貸し付けをする場合には六分五厘というのが原則でございますから、それに対して七厘というのはまだきつめて高い。これはやはり六厘台に、少なくとも六分五厘と七分との間くらいのところまでこれを引き下げて貸し付けをすべきではないか。また、償還の期限はたしか七年と承知いたしておるのでありますが、これも七年というのは十年くらいまでむしろ努力をすべきではなかったか。これらの点を考えてみますと、今度の百億程度を基準として二銭五厘を基準とし、さらに貸し付けのほうの金利は七分ということになりますと、大体二割程度の救済しかできない。そういたしますと、百億でもわずかに二億程度の負担軽減にしかならない。これでは焼け石に水ではないかという感じがするわけでございます。

その点において、私は、文部省の大蔵省との折衝には、もっと強力に、これはひとつ文部大臣がみずから政策的に大蔵大臣と御折衝になっておやりになるというくらい熱意を示していただきたかったのではないかと。もちろんおやりになったかとは思いますが、どうも大臣折衝という感じが

のことがなかったようにも思われますし、もしも文部大臣が直接この問題について大蔵大臣とお話しになるならば、さらにもっといい結果を生み出したのではないかと。もう一度も考えられるわけでございます。この点について、文部大臣が今後さらに努力をして、四十二年度においては、あるいは四十一年度の実施の実態を見て、これではいかぬということ、さらにその条件についての改善をおはかりになる御意思があるかどうか。私どもはぜひそのような方向で進んでいただきたい。特に金利の問題につきましては、大蔵省等の考え方は、一般の金融市場の金利というものをいつも頭に置いてやっております。しかし、私学というのは、営利事業ではございません。りっぱに国家の果たす役割りの相当部分を担当しております。営利事業ではないのでございますから、金利については十分なる配慮をしなければならぬ。これは大蔵省と文部省の折衝と申しまするよりも、政府の姿勢としてそうでなければならぬ、かように考えるのでございますが、特にその点大臣の御所見を伺っておきたいと思っております。

○中村(樗)國務大臣 御指摘の点、まことに私も、もともと存じております。私も、まことに高利借りの私学振興会の融資金利につきましては、できるだけ低くしたい、特にせめて六分五厘くらいにはしたいというつもりでいろいろ折衝を続けてきたわけでございます。予算の場合のように、わざわざ大蔵省に出向いて大臣折衝のようなことはいたしません、週に少なくとも二回は閣議等で顔を合わせますので、その機会に私のほうの考え方は十分申し述べておいた次第であります。大蔵省としては、他のいろいろな方面の金利との関係、こういうものを非常に気にいたしまして、どうしても七厘を固執された結果、この結論を得るまでに予算編成から最近まで引き続いて折衝を続けてまいりまして、あまり期間が長くなりましたので、七分の線で一応妥結して早くこの高利借りの道を開くことについて一般私学関係にも承知をしてもらいたいというつ

もりで、この線で今回は結論を得たような次第でございます。今後とも御指摘のような点につきましては、十分に努力をしてまいりたいと思っております。

なお、私も考えておりますことは、この私学の自主性というものを考えれば、いま私学振興方策調査会でも御研究願っておるわけでございますが、一体国の資金で世話をするのはいいか、あるいは私学は私学の特異性がありますから、寄付金等をもっとたやすく求められる道を講じて、運営ができるようにしたほうがいいのか、これらの点も、非常に問題点があるわけなんです。さしあたり今年も寄付についての緩和措置を講じまして、寄付に対する免税についての緩和措置は前進をさせたわけでございます。今後、これらの点については、私学の援助の道と並行して研究をいたしまして、近く結論を得たいものだ、かように考えております。

○岩動委員 ただいまの大臣の御答弁で承りましたが、特に前向きに財投資金を出すことでもなかなか十分な資金が得られないという状態でございますから、過去の旧債についてなかなか難点のあるのは、私も承るわけでございまして、しかし、ただいま大臣が仰せられたように、寄付金等を考えて、とにかく今後の問題については相当の改善が期待できるわけでございまして、旧債は、これはいかんともしたいものでございまして、これはやはり政府関係の資金において十分にめんどうを見るということを考えていただかなければならぬ、かように考えるわけでございまして。特に私学振興方策調査会というものが発足をいたしました。私は、四十一年度の予算あるいは財投計画を樹立いたします場合に、この調査会におきまして中間報告のにも何か公式の見解を出して、そうして私学の助成についての一つの意見を正式に出していただければ、さらに私学振興の予算あるいは財投計画がもっといい結果を生んだのではないかと、かように考えられるわけでござい

して、この点は、私も再々当局には御進言を申し上げましたが、ついにその結果が得られなかったもので、まことに残念でございますが、来年度の予算編成に間に合うように、ひとつ振興方策調査会の方で十分なる結論を急いでお出しになって、前向きな姿勢をさらにとっていただくことを心からお願いを申し上げます。

○村山(喜)委員 そこで、私は、やはりたいまもお話がありましたように、私立学校の問題であります。今度具体的に稲門会の方で調停案をつくった。これは七点に及ぶところの調停案が出ている。その中で、授業料なりあるいは施設費の値下げを一万円ずつやろうという。これを大学当局のほうじゃ初めなんだですね。ところが、学生がああいうような形になったからということ、これについてはもう白紙に還元されたのだ、解消されたのだという考え方が出されて、それは学校の経営体としての立場からの問題として見るならば、私は、採算上五億円も赤字が出るというような問題が出てくるので、それはやむを得ないと思う。しかし、そういうような調停案が出て、一時はそれをのんで、今後やはり私学振興の問題としては、国会といわず、私学といわず、一体となつてやろうじゃないかという決意に立つたその時点においては、前進的にこの問題を解決しようという教育的な動きが私はあったと思う。しかし、それが、もう今日においては白紙に還元された、こういうような形になってまいりますと、授業料が三万円ないし四万円ずつ上がる、あるいは施設費の寄付金というものが上がる、こういう形の中で、いまや私立大学は、庶民大衆の普通の生活をしているサラリーマン層から、もう大学に進学ができないような状態の中にある。みずから門戸を閉ざしてしまふよりほかはない。経営の上から言わねば、これはそういうような方向を歩みつつあるのではないかと。思ふのであります。具体的に申しますと、私も今度高等学校に進学をするむすこを持っておりすが、す

第一類第一号 内閣委員会記録第七号 昭和四十一年二月二十二日

べりどめのために私立学校を受けさせました。ところが、それについては一番安いところで四万円程度、そして高いところは十万円も取っておるわけです。そういうような方向をとらなければ、私立学校の経営が成り立たない。大学については授業料、施設費を上げなければ成り立たない。こういうことになってまいりますと、一般の庶民大衆は、私立学校には行かせられないという事態がもたら出てきている。こういうような状態の中にあり

○中村(梅)國務大臣 お話しのとおり、調査会の答申はできるだけ早くいただきたいものだと思ひも考へておりますが、数回の總會をやりまして、現在部會を設置して、部會ごといろいろな活動を開始しております。特に私學の方から学校別に主要のところは事情を聴取いたしましたして、どう

あるべきかということについての検討をいま開始しておる段階でございますから、いつどういうふうにという期待は困難でございますが、調査会の方面に對しても、あるいは最終的な結論が延びるならば、中間的な暫定措置はこうあるべきであるというような方法を早く打ち出していただくことを望んでおる次第で、私どもも、その促進方については今後とも努力をしてみたい、かように考えております。

○村山(書記) 委員　そこで私は、今度は物価の問題の関連性からこの問題を取り上げてみたいと思ひますのは、昨年の四月に、東京は、公立、都立の高校で授業料の値上げをいたしてあります。六百年を八百円にいたしてあります。それに学校給食費が、御承知のように、小学校三九%、中学校三四%の引き上げをいたしました。またことしは、そういうようなことで、地方財政計画の中で幾ら高価な学校の授業料収入が見込まれているか知りませせんが、おそらく全国的に歩調をそろえて、いまままで低いところのものを高いところにそろえるというふうな平準化運動が行なわれていると思うのであります。そして高等学校の授業料収入の基礎算定は、たしか八百円か八百五十円で算定をされているに違いないと思うのです。それに基いて、それは教育費に充てるとだということ、各都道府県ではそれぞれ府県会に出すように予算措置をいまして、いる段階であらうと思うのであります。そういってまいりますと、国立の授業料は上げないということを大臣は決定をされました。しかしながら、公立のそういうような授業料の値上げをはじめ、私立の学校の場合等におきましては、これまで授業料の値上げが、二〇%あるいは三〇%といふふうに上げられるようになってゐる。大学においては、五〇%も六〇%も上げるような計画が立てられているわけです。こういうような形の中で、これを規制する方法はないのでしょうかというところ、規制する方法はないのでしょうか。そういうような実態の上から考えてまいりますならば、私はこの辺で、やはり経理の公開といひますか、私立学

校といふのは當利事業団体ではないといふことは、これは学校教育を行なう法人である以上は、たてまゑとしては当然のことでありますから、その經理の内容を定期的に國民の前にそのような法人關係については明らかにしていふ、という方方法をとる中で、世論の中でその問題についての勸考を促し、そしてどういふふうに措置したいのかといふことを國民の政治意識に基づいて決定を解していく、そういう民主主義的な方向における解決の道を打ち出していかねければ、この問題についての解決のめどはないのかと思つております。いまの学校教育法なりあるいは私立学校法なり、そういうような中の規定なりを操作しまして、いまだなる寄付行為についての變更届けを出す程度にとどめているようでありますが、それをやはり公開の原則に従つて措置するという方向で考える段階に私は少なくとも思つておりますが、これについてどういふふうに大臣としてはお考えであるのか、この点について御見解を承つておきたいのであります。

それ事務当局のほうからは、このように授業料なり小中学校の学校給食、高等学校の授業料値上げ、それに教科書代の値上げ、あるいはその他いろいろな教育関係の雑費に属する教育費の家計費の中に占める割合というものが、最近非常に大きなウェイトを持つようになってきた。それが物価指数の上になどのような影響を与え、そしてそれに対する上昇寄与率はどういうふうに動いていくのだという算定をされていると思いますから、その点についての説明を事務当局のほうから承っておきたいでございます。

○中村(梅)國務大臣　私学のあり方につきましては、いまいろいろ御指摘をいただきましたが、まことにごもっともな点が多いのでございます。私も、すみやかに根本的な対策を考えなければならぬ、かように思ひまして、気持ちにはあせておるのでございますが、だんだんこういうような事態が緊迫してまいりまして、制度上調査会が昨年の国会で議決をいただいて設置され、それから

私が就任いたしましたので、すみやかに発足をさせて御審議を願っておる段階でございます。ここには私学の現状及び今後の対策、国はどうすべきか、また学校経営者の立場はどうあるべきか、いろいろな角度から研究を願ひまして、その上で私どもとしては抜本的な方法を講じたい。これは私学の場合におきましては、従来私学の自主性というもののからかんがみまして、国がかれこれ口出しをするべきではないというのがわが国のたてまえとして成長をしまいにいたしましたので、同じ国の手助けをするにいたしましても、いろいろな問題点があると思います。それらを総合して、研究を積み重ねた上でありまないと、具体的な方策が立ちませんので、そういうこととにらみ合わせて私どもとしては全力を注いでまいりたい、かように考えております。

○安嶋政府委員 教育費の物価に及ぼす影響でございますが、経済企画庁の資料によりますと、消費者物価指数の費目中教育費の占める割合は、四・三％ということになっております。関連してはかのものの上を申し上げますと、食糧が四五・二％、被服が一二・九％、住宅が九・三％等でございますが、それに比しまして教育費の占める割合は、ただいま申し上げましたように四・三％でございます。したがって、これが若干上昇をいたしましたとしても、消費者物価全体に及ぼす影響は特に大きいというほどのものではないのではないかとというふうに考えておる次第であります。

○村山(喜)委員 それは官房長、ウェートの置き方の中での割合を示しているのです。そのウェートは、昭和三十五年を基準年次にしまして、そして当時の状態の中から策定をした。それは今日においてはおいてはもうだいぶ違ってきておるわけですね。三十五年が基準年次ですから、ことはもうそのウェートの改正をやらなければならぬという段階に、統計上の上から見ましてもきているわけです。そしてそれがどういふふうなノーマルな姿で反映をするかという問題をわれわれが検討をして

○村山(喜)委員 それは官房長 ウエートの置き方の中での割合を示しているのです。そのウエートは、昭和三十五年を基準年次にしまして、そして当時の状態の中から策定をした。それは今日に於いてはもうだいぶ違つてきておるわけですね。三十五年が基準年次ですから、ことしはもうそのウエートの改正をやらなければならないという段階に、統計上の上から見ましてもきてゐるわけですから、そしてそれがどういふふうなノーマルな姿で反映をするかという問題をわれわれが検討をして

みますと、食費の割合というものは非常に低下して、エンゲル係数の低下と同時に、そして御承知のように、雑費の中の教育費のウェイトが非常に大きくなっている、これはゆるがせない事実なんです。だから、文部省のほうがいりいろな教育費の問題についての父母の負担の解消という問題を心がける立場にあられる以上は、その立場から、授業料なりあるいは給食費なりあるいはその他の教育費の値上がりというものがどういふふうで動いていくんだという実態を、あなたの方のほうでは少なくとも把握をされておく必要があると思ふのです。それは国民のための教育をやるうとして文部省の当然の責任だろうと私は思う。ただ経済企画庁のほうがそういうような四・三％だから、物価に及ぼす影響はないというふうな、そういうふうな機械的な答弁じゃ、それは現実の事実認識の上に立ち、国民を説得をする力というものはないでしょう。そういう点から、これについてはあなたの方のほうはもう少し研究をし、検討をされてしかるべきであると思ふのであります。どうですか、私の話を聞いて。

○安嶋政府委員 実は私、物価に対する寄与率についてのみお答えしたわけでありまして、その他の点は、施策といたしましては、もちろん教科書無償の拡大でございますとか、あるいは就学奨励の措置の拡充でありますとか、あるいは学校給食に対する父兄負担の軽減に関するいろいろな措置でございますとか、そういう関連した措置は、文部省としてはいろいろ講じておるわけでございます。その点の説明をただいま申し上げなかつたわけでございますが、私も物価に対する寄与率が少ないからといって、これを軽視しているという意味では決してございません。ただいま申し上げましたような各般の施策を講じて、その軽減につとめているというのが実情でございます。○村山(喜)委員 この問題はここでもう追及いたしません、明日物価の特別委員会がございす。そこで私は、これらの点につきましてはもう少し詳細な答弁を文部当局から承りたいと思ひま

すので、それまでの間にひとつ試算をしていただいて、現実の物価の動き、それに与える影響、度合い、こういうようなものについては、あなた方も自分の問題として、そういうふうに片一方においては教科書無償などを推進をされるわけですから、それと同じような形の問題のとらえ方をしなされなければ、国民に対する納得を得ることはできないと思ひますので、検討方を要望申し上げておきます。

そこで、時間もそろそろまいりましたので条文にまた返りますが、この条文の中で比較対照表の旧十一條の六の二です。「文部省の所掌事務に係る賠償に関する事務を行うこと」というのがございす。これが今度の新規定にはないわけですね。ないということは、この賠償関係の事務というものはないのかどうか。ないからこつ削ったんだらうと思ふのであります。いわゆる日韓条約等によります問題の処理などは、文化協定の問題に対しては一体どこで処理されていくのか、このあたりがはっきりわかりませんので、これは一体どういふふうに出置されたのか、この点について、条文の関係の上から説明を願つておきたいのであります。

それからもう一つ、この新しく設置されました、これは一ページですが、七條の十五号、「基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、云々とありますが、これは旧条文によりますと、十一條の五号ということになっておつたのです。それがこれを前に条文の単なる移行という形で行なれるというのであるならば、新規定の十九号にあるはずであります。ところが、それだけは特に大事だとあなたの方で考えられたのかどうか知りませんが、それを繰り上げて十五号としてそこに設定をされておるということは、一体何らかの意図的なものがあるやられたものなのか、単なる条文整理として打ち出されたものなのか、そういうようなところははっきりとわかりませんので、そののやり方についての見解というものをお尋ねをしておきます。

それからこのたびの機構改革によりまして、社会教育局がいまの大課から四課になって、定員も九十一名から六十八名に減少するという形になってきています。ということになりますと、社会教育に軽視といひますが、そういうような印象を与えるのでございますが、それにつきましては、はたしてこういうような形の中で、いまでもさへも非常にむずかしい社会教育のあり方を、どういふふうに行つていくという考え方をもちになつておられるか、これは担当の局長から説明を願つておきたい点でございます。以上、三点でございます。

○安嶋政府委員 第一の賠償の関係でございますが、賠償事務といたしましては、文部省には現実の事務は実はございません。ただいま日韓関係の事務についてのお尋ねがございましたが、これは賠償として実施しておるものではないでございます。両国の親善のために文化財を贈与する、そういう基本的な立場に立つて行なつておる事務でございます。そして、所掌は文化財保護委員会でございます。そういう関係から、調査局の所掌事務を整理いたします場合に、これを整理したということでありす。

それから「基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること」という条項の位置でございますが、これは御指摘のとおり、私もこの事務を非常に重視いたしまして、そういう意味合いから配列の順序を繰り上げたということでございます。官房の企画・調整機能を強化するといふ基本的なねらいがあったわけでありす。特に最近、中教審等におきまして、基本的な文教施策がいろいろ審議されております。そういう関係の事務処理にも重点を置きまして、その規定の順位を繰り上げたという次第でございます。

それからなお、社会教育局が縮小されたことについてのお話でございますが、仕事の実質は従来と変わらないわけでございます。むしろ社会教育局という局が、いわば純粹に社会教育の事務をもつぱら処理することができるようになつたわけ

でございますから、そういった面から、むしろ事務の遂行は充実されていくというふうに私も考へておる次第でございます。

○村山(喜)委員 そこで私、政務次官おいでになつていますね、あなたもただそこになつておられるだけではつまらぬだらうから、質問します。大臣はちょっと所用があたりだそうですから、よろしいですか。——いま各省設置法をずっと見てまいりますと、いろいろな研究所、付置研究所、研修所、そういうようなものが大学校という名前をつけて出されるのが、非常に多いのであります。具体的に申し上げますと、建設大学校、自治大学校、そのほかいろいろな大学校が続々と出てきておるのでございます。それを各省別にそれぞれ審議することに、今度の内閣委員会でもなるわけでございます。これはやはり学校教育法からいふならば、私は各種学校であらうと思ふのであります。その各種学校につきましては、各種学校規程というのがあることは、次官も御承知のとおりであらうと思ふのであります。ところが、この内容を私はずっと検討を加えてみますと、この規程の第三條によります修業期間というのがございます。これによりますと、少なくとも各種学校は一年以上とする。臨時的に簡易にやる場合におきまして、その技芸等の課程については三ヵ月以上という規定がございます。ところが、それらの各省がやっております研究所なり、大学校になつたものを調べてみますと、中には確かに一年以上やつておるものもあつて、ところが、きわめて短期日の間において処理されているものがあるわけですね。そうなつてまいりますと、一体各種学校の取り扱いをするのであるならば、私は、学校教育法に基づいて文部省がこれについてはチェックしていくといひますか、指導をしていく立場にあらうと思ふのであります。ところが、それらの問題についてあなたの方のどの程度、それらの各省設置法が出される場合に、研修所あたりが大学校になる場合等につきましては、内容的に相談を受けられているか、この点についての

御見解をお尋ねをしておきたいのでございます。
○中野政府委員 私、ただいまのお尋ねの点につきましては、専門的なことを十分承知いたしておきませんが、いわゆるおことばにありましたような各省庁が持つております大学校と名のつくような施設は、おのおのその特別法に根拠を置いて設けられておるのではないかとしまして、いわゆるわれわれがいろいろ各種学校の範疇の中ではないのではないかと、かように思いますが、なお詳しいことは事務局の方から御答弁させていただきます。

○天城政府委員 いま政務次官のお答え申し上げましたことを条文的に申し上げますと、学校教育法の八十三条に各種学校の規定がございますが、ここに「第一条に掲げるもの以外のもの」すなわち幼稚園、小、中、高等学校、大学でございますが、これ以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。という規定がございますが、そこにカッコしてございまして、「(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く)」という形が入っておりますので、いま政務次官が申し上げましたように、防衛大学校あるいは海上保安大学校等いろいろございますが、それぞれの別の法律の根拠がございますので、ここに申し上げております各種学校ではございません。

○村山(喜)委員 法律上の根拠はわかりましたが、大学校と最近では名前がどしどしつけられまして、内容的に見ますと、三カ月未満の大学校もあるようでございます。そういうような点から、私はやはり学校教育法の体系上から見れば、それらの各省の設置法等に基づいて、他の法令に基づいてつくられるものも、これはやはり学校教育上の教育法体系の上からいいますと、各種学校であらうと思っております。それ以外の何ものでもないということになるならば、その学校という名前をつけること自体がおかしいのじゃなからうかと思うのでありますが、それについてはどういうような見解でございますか。

○天城政府委員 いま御指摘になりましたような各省所管の教育機関は、おおむね設置法に基づいて目的が書いてございまして、一言で申し上げますと、一種の訓練機関あるいは現職教育機関というふうな考えられるのじゃないかと思っております。なお、一般的に学校教育のような形態をとっている教育施設というのは、大げさに申しますと世の中にいろいろございまして、講習会あるいは講座の名前でなされておるものも、あるいは自動車の操縦というふうな技能的な訓練のものも、いろいろございまして、各種学校は一定の基準のものをその中から対象として取り上げているわけでございまして、法律的に申し上げますと、何々学校という名称はこの学校教育法の規定に基づいたものでございまして、それ以外は法律上の学校ではないというふうなわれわれも考えております。

○村山(喜)委員 まあ大学ではないわけですが、法律上の区分はそう言えばそうなんです。しかし、建設研修所あるいは自治研修所というところで現職の公務員の研修機関であるのに、それに大学校というふうな、学校教育法上の名前とまぎらわしい名前をつけて、そして盛んに設置をしていくというふうなところについては、文部省としてもやはり一言なかるべからざるどころだと私は思うのでありますが、これについては、文部省としては全然いままで意思表示をしておられないというふうな承るのではありませんか。そういうようなことをされたことがございまして、また、ないとするならば、それに対する政務次官の見解はどうでございますか。

○中野政府委員 御質問のような事柄につきましては、いままで文部省でどういう経緯があったか私存じませんが、仰せのようにまぎらわしい、いわゆるわれわれが言うところの、文部省が所管するところの大学なんかと同じような名前のものがたくさんあるということは、それ自体がすみやかに、適当に、いかにすればよいかということにつきましては、前向きで検討の要が十分ある

う、かように存じます。
○伊能委員 関連。いま村上先生の質問に皆さんが答えてないのじゃないかと、私は感ずるのであります。ということとは、国会としても従来、各種学校といふ法律的に説明されましたが、大学校の設置を承認したことに付いては、国会としても私は責任がないとは言わない。しかし、各種学校であるからといって、設置法で一条そういうものがないか、してはいけないのか、できるのだからしないのか、その辺のところは明確でない。そうすると、水産講習所なんか、かつては講習所であつて、学校であつた。これは私はよくわからないのですが、それがいま水産大学。これは文部省の法律に基づく学校なのか、やはり農林省所屬の各種学校になつてしまつたのか。それから商船大学。これはかつては東京高等商船学校というふうなものであつたのが、商船大学。そうすると、それは各種学校なのか、文部省の法律に基づく大学なのか、この辺のところも明確でない。こういう点について、たとえ設置法に基づいての各種学校であつても、文部省はそれに行政的な監督が——主管大臣である、建設大学、自治大学、警察大学などという各大臣の行政上の指揮命令は別として、文部省としては、各種学校を大学として、あるいは学校として、どういう行政的な指揮監督ができるのかできないのか、その辺のところをお伺いしたいというのが、村山委員の質問の骨子だろうと私は思うので、どうもその点にはお答えがないうように思う。その点ひとつお答え願いたい。

○安嶋政府委員 文部省の権限に関するところでございまして、私からお答えをいたします。
 文部省は教育、学術、文化に関する所管省でございますが、教育は、学校教育と社会教育に分かれます。学校教育は、さらに学校教育法第一条に規定いたします正規の学校と各種学校に分かれるわけでございます。ただいま村山先生から御指摘のありましたいわゆる大学校でございますが、これは管理局長も答弁申し上げましたように、第一

条の学校でないことはもとよりでございますが、形式的には八十三条の各種学校でもない。特別な設置法に基づく特別な学校でございます。したがって、これは文部省が所管いたします教育の外だということでございます。したがって、これに對しては文部省は権限はございません。

それから伊能委員からのお尋ねの水産大学、商船大学でございますが、これは前身は御指摘のように入水講習所といったような特殊な教育機関でございまして、現在は学校教育法第一条の大学、正規の大学に属するもの、水産大学、商船大学、いずれもそうでございます。したがって、これは文部大臣の所轄ということになっております。

○村山(喜)委員 中野政務次官は、これは前向きで検討するとおっしゃるのだけれども、いま各省設置法の中で、その付屬機関としてそういうようなものがある。それをずっと広げて整理してみますと、研究所、研修所という名前を残しているのが大体半分ぐらい——半分までよりもっと多いです、五分の三ぐらいございまして。こちらのほうでは、だんだんにその名前を改定しまして、大学校という名前のものでございまして、生れつたわけですから、今度も運輸省設置法の中なんかも出てきていますことは、御承知のとおりであります。そうなつてまいりますと、すみやかに前向きで検討されるというのはいいのですけれども、各省はそれぞれ設置法の改正規定の中で国会のほうに出してくる。そうすると、まあ半々ぐらいに残るとします。研修所があり、大学校があるという形の中で、正規の学校教育法にいう大学があり、各種学校がある。教育体系の上から考えまして、これは私はふさわしくない姿だと思つて、行政機構の上から考えまして、省ごとにそういう名称が違うというの、きわめて不自然な姿だろうと思つて。そもそも大学校という名前をつけたのは、それだけの肩書きをつけさせてやろうというふうな気持ちの中からお官僚的な発想として生れてきた思想だと思つて私は見ているので

す。とするならば、学校教育の正統のあなた方が
所管の仕事をしておられるわけでありますから、
これらについては、あなたは関係会議に出ること
はできないけれども、そしてまた内閣法による代
行権もありませんけれども、しかしながら、文部
省の省議あたりにおいてよくそれらの問題を取り
上げて、これについて根本的な検討をしておく必
要が、この際あるのではないか。私はそういうふ
うに考えますので、前向きな形で早急に善処され
るのはいいですが、そのように出されてきている
問題点等を控えておりますので、可及的すみやか
に検討を願って態度をきめておいていただきたい
ということをおあなたに要望申し上げます、私の質問
を終わりたいと思います。

○木村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

